# 第23章 クラブ合併の進め方について

最近、会員数の少ない新クラブの結成が目立ち、適正な会員数に近づけることができず、少数会員のためクラブ運営に困難をきたしているところが増えつつあります。

その対策として、クラブ間の合併により、クラブ運営の活性化を図ることが重視され、ライオンズクラブ必携に国際本部作成の「クラブ合併の手順」を掲載することになりました。

このことは、当複合地区でも今や重要課題の一つとなっています。

## 1. ライオンズクラブの合併手順

2クラブまたはそれ以上のライオンズクラブを合併する際は次の手順による。

1. 合併を考慮しているクラブは合同会議を開き、次の事項を決定する。
   a. どのクラブを解散するか。
   b. 存続するクラブの名称を変更するかどうか。変更する場合はふさわしい名称を決定する。変更された名称は地区キャビネットと国際本部の地区およびクラブ行政部の承認を得なければならない。
   c. 存続するクラブの境界線を変更するかどうか。変更する場合は境界線の案を決定する。境界線案は地区キャビネットと国際本部の地区およびクラブ行政部の承認を得なければならない。
   d. 存続するクラブの役員と委員を任期満了まで務めさせるか、合併承認後に新しい役員、委員を選出するか。選出する場合は、その場所、日時を決め、結果を地区ガバナーと国際本部に報告する。
   e. 合併後に存続するクラブの理事会と例会の場所、日時を決定し、合併するどのクラブのチャーター日をそれとして存続させるか、または合併が承認された日をチャーター日とするかを決定する。
2. 合併を考慮している各クラブの会員は、合併を決議しなければならない。
3. 解散に同意したクラブは合併前に更に次の事項を完了しなければならない。
   a. すべての未払金を支払う。
   b. 運営口座および事業口座に残っているいかなる資金も存続するクラブの適切な口座に振り替える。
   c. すべてのクラブ所有物を然るべき方法で処分する。
   d. 存続するクラブへ移行する会員の名簿を添えて、最後の月報を国際本部の太平洋アジア課に提出する。
   e. チャーターを地区ガバナーに返却する。
4. 合併後存続するクラブは次の書類と資料を国際本部の太平洋アジア課に提出しなければならない。
   a. 各クラブが採択した合併の決議書。
   b. 合併を承認した地区キャビネットの決議書。
   c. 解散したクラブからの転籍会員の名簿を添付した月報。

5. 合併後にクラブ名称を変更し、変更後の新名称でチャーターを希望する場合には、国際本部に連絡すると、新しいクラブ名称の記されたチャーターが交付される。但し、その作成費用として 25 ドルがクラブへ請求される。